

の思想がずつと濃密しております。こういうときに日本の税表を整えて、全体としては定率としてこのガットに加入するというのが、これまたきわめて必要なことであり、緊要なことであると思ひます。こういうような事情からいまして、私はこの一般税率の改正は、一日もすみやかに進めなければならぬものだと思ひます。いかなる時代においても税率を改正するということは、申し上げるまでもなく一般においては非常に議論のあるところであると思ひます。一品を改正するのには、ある業者には非常に利益であると同時に、それがまたある業者には非常に不利益になるというところは、これはつきりしておるのであります。一品改正するのでも、右に左に両方からひつばられて、議論は尽きないと思ひます。いんや一般改正をするのには、これは非常に議論が多いと思ひます。いかなる時期を待つても、議論なしに改正されることはおそくないと思ひます。一方から申しますと、議論のあることが公平であるとも言えると思ひます。議論が全然ないというふうなことは、かえつて変な税率であるとも言えると思ひます。従つて議論なしに八千万国民全部が賛成して、これでもけっこうだと思ひます。一般改正においては、とうてい望めないことである。そういうことを待つのは、百年河清を待つよりもはなはだしいものだと申し上げていいのではないと思ひます。こういう点から申しますと、早く改正すべきではないかと存じます。だがしかし私は、それは今まで改正すべきであるということを申し上げたのであります

が、税率の全般につきましては、これは長い間各方面で研究し、また閣議審議会等でも議論を練つてこしらえた税率でありまして、よくできておるというところは申し上げることができまが、しかし各品目の一つ一つにつきまして、全般に論議の余地は全然ないか。そういうことはやめた方がいいんだ。もういかなる閣議でも利害相反するものがあるから、全部そのままがいいのかと申しますと、とにかく全般改正をやつたのでありますから、なお検討すべきものが多少はあり得るかもしれないと存じます。そこでそういうものがありといたしたならば、その品目とか期間というものを限定いたしまして、そして免税する、あるいは減税するといふようなことも一つの方法であると思ひます。そういうものが二品や三品あるからというので、それがために全般を遅らすというふうなことは、今の日本の関税定率法全体に対しては、とるべからざるものではないかと存じます。私は一般的につきまして意見を申し上げたのでありますが、要するに今の状態において国内事情、国際事情、日本の産業状態等を見て、一日もすみやかに改正すべきである。そして大体の税率においては非常によくできておるということを申し上げたのであります。

なほ一言つけ加えておきたいと存じますのは、定率法の全文と申しまするか、條文の方におきまして、定率法第二條につきましては、あの到着価格というところにつきまして、相當の議論が前からありました。これは非常に幅の広い解釈のできるものであつて、弾力性を持つてゐる規定でありまして、

今までの國際情勢によると、日本としては非常によくできておる法律であるとも申し上げることができたと思ひます。しかし今の情勢になりましたと、はつきりとした條文を書くということが國際的にもあるし、また民主的でもあると思ひます。その点におきまして、あの到着価格というところをよくなるように原案ができておるのを、きわめてけっこうであると思ひます。

大抵私に与えられた時間の十五分が来たと思ひますので、これで私の意見を終ることにいたします。

○内閣(及)委員 尾関さんによつて御意見を伺いたしたのでありますが、今度の關稅定率法の改正は、従来の從量稅を從價稅にしたというのが非常に特色だと思ひますが、尾関さんのお考えは、これは從量稅にも意味があり、從價稅にも意味があると思ひますが、どちらがいいかということについての御見解を伺いたしたいと思います。

○尾関參事 答へいたします。私は平時においては、關稅は從量の方がいいと存じます。それは物議をかもすことが割合に少く、しかも通關が非常にすみやかであつて、從量稅の方が非常にけつこうであると思ひます。これがまた國際情勢だつたと思ひますが、今のうちに貨幣價值の定まらないときと申しますか、逆の方から言つて、物價が定まらないと言つた方が穩當であるが、これは裏表でありますから、いずれに御解釋願つてもよろしいが、こういう時代においては私は從價稅の方がいいと思ひます。從價稅でないとも、税率をこしらえてもすぐまたかえなければならぬということになると存じます。

○夏堀委員長 次に新光レヨン株式會社社長賀集益藏君。

○賀集參事 私はただいま委員長から御紹介にあずかりました新光レヨンの社長賀集益藏であります。委員長からの御指示によりまして、關稅に關する參事としての意見を述べようといふお話であります。私は人織業者でありますから、一般にわたつての意見はまづ考へておきません。人織業者といたしまして、レヨン・バルブの輸入の關稅に關するわれわれ業者の意見をまづ考へましてお話し上げて、御參考に供したいと思ひるのであります。

人造纖維業者といたしましては、結論といたしまして、輸入バルブの關稅は二、三年御猶予を願いたいというのが結論でございます。その理由といたしましては、従来人造纖維業者は國產バルブの生産に對しては及ばずながら獎勵者でもあり、育成者の立場にあつたのであります。一例を申し上げますれば、一昨年レヨン・バルブ業者が、公定價格が非常に安いために、非常な苦境に陥りました。われわれ消費者はこれの値上げに關しまして、バルブのメーカーと共同いたしまして、物價庁へ請願して値上げをいたしました。事実もあります。また本年に至りまして、森林対策總委員會というふうな會を設置いたしました。委員長は笹山氏がなつてゐる次第であります。そういうふうなものを懸念いたしまして、木材資源の獲得に對し、また森林の造林問題に關する対策等に關しまして、バルブ業者と協力いたしまして今日に至つておつたのであります。しかしながら人織業者は海外の需要と相まら

て、年々生産が増加いたしました。本年度の予想から申し上げますれば、人絹、ステープル・ファイバー両方合せまして、約三億九千万ポンドを予定しております。これに要するバルブが二十万ないし二十一万トン必要とするのでありますけれども、國產の現状の設備から考へますと、十五万トン以上は生産が困難だと思ひます。ですから、その不足額の六万トンはどうしても海外から輸入を仰がなくてはならぬということになりまして、これに對して關稅をかけることいたしますれば、内地の産業保護の意味もなく、ただいたずらに税金によつて原價を上げるといふだけにすぎない次第でございます。御承知の通りわれわれ人織の海外の輸出は、國際商品といたしまして、海外の生産國と競争する立場にあるのであります。その競争する立場にありまして、輸入品に關稅をかけられますと、従つてコストが高くなりまして、外國との競争の上にも不利を來すような次第でございます。將來の見通しといたしましては、バルブ業者は約十萬トンの人絹バルブの増産を考へております。そのあかつきになりますと、二十五萬トンの人絹バルブができるということになりまして、従つてこれは二、三年を要するのであります。その二、三年後になりますれば、人造纖維も五億ポンドで、ちやうど國產のバルブとわれわれの需要とマッチするような時期が到來すると思ひます。そのときに至りまして關稅をかけていただいてもいいのじやないか、こう考へる次第であります。幸いなことには日本の人絹バルブは技術も非常に上昇いたしました。決して外國

のバルブの品質より落ちるということもないように、われ／＼は見受けておる次第であります。二、三年御猶予を願いたい。これがわれ／＼のお願いでございます。

簡単にありますが、以上私の意見を申し述べた次第であります。

○夏堀委員 次は油脂製造業会会長平野三雄君。

○平野参事人 たいだい御紹介にあずかりました油脂製造業会の会長をいたしております平野であります。油脂製造業会と申しますのは、大豆とか落花生とか菜種とか、そうした植物性の原料を搾油いたしまして、すなわち油とかすをつくる業者の団体の集まりであります。製造業会はその中央機関であります。

今回関税改正の改正法案が国会に出されましたが、われ／＼の關係いたしております油脂原料に対する関税率を拝見いたしますと、いささかわれわれの納得できない点がありますので、この点につきまして意見を申し述べたいと存じます。

結論的に申し上げますと、大豆、落花生、菜種等、これらに對しまして関税がかかることになっております。すなわち大豆が一〇％、落花生が一〇％、菜種が五％、こういう定率がかつてはなしになっておるのでありますが、現下の内外のいろ／＼な客觀條件を考慮してみますと不適当である、こういう結論であります。それでそうした関税をかける必要が生じた場合は別といたしまして、今かけることはむしろ不合理だ、当分の間これが免稅処置をとつていただくことが最も合理的ではないか、かように考えます。

申し上げるまでもありませんので、ごく簡単に御話し申し上げたいと存じますが、大豆は御承知のように國民の蛋白質源、あるいは油の供給源というところで、必需品といふことはわり切つたことであります。蛋白質源と申しましても、わかりやすく申し上げるならば、そのつくりました油のほか大豆が、われ／＼はこれを脱脂大豆と申しておりますが、脱脂大豆はむしろ日常の食料品となつて、いわゆる同様の落花生油、それから落花生からは同じくアミノ酸、これはしょうゆの原料として使つておる。菜種は御承知のようにやはり油、かすはタバコの速効肥料として使つておる。こういう重要な用途を持つてゐるものであります。それでこれらに課税することは、すなわちそれだけのものを値段を高くするといふことでありますので、自然コストが高く製品高といふことになるのであります。大豆あたりを見ますと、大豆初めこれらの油脂原料の大部分は輸入に仰がなければならぬ情勢であります。これは過去数十年の記録から見ましても、今日の情勢においても少しもかわりないのであります。大豆のごときは過去平均いたしますと、大体年間六、七十万トンを入れています。それでこれが先ほど申し上げましたようにもつぱら製油の對象になりまして、油とかがすが出ておる、こういうわけでありまして、従来は御承知のように大半は満洲方面から来ておつたのであります。終戦後この方面からの輸入は思うように参りません。終戦後今日に至るまで主としてアメリカの大豆が入つて来ておるといふ

ような状態でありまして、そのほか落花生につきましても国内でできるものはごくわずかでありまして、しかもこれは菓子だとか豆のまき食べられ、いわゆる製油の對象になるものは、中国とかインドとか南方方面から仰がなくてはならぬという状態でありまして、先ほど申し上げましたように、こういうふうなものであります。同時にコスト高になるものに課税することは、これらに容易じやないものであります。中国との關係が御承知のように現在絶状態にありまして、もつぱら大豆についてはアメリカ一本といふことになつております。アメリカは大きな生産国でありまして、昨年は一年で六百五十万トンの大豆をつくり、今年は予想でありますけれども、ほぼ同程度のところでは二割増の七百八十万トンの大豆を生産してゐる。昔満洲が一番多いときで五百万トン、その後は三百五、六十万トンが平均した数字でありますけれども、終戦後は全然かわりません。その倍以上もある生産を今日アメリカに見ておるわけでありまして、その大豆の八割五分はアメリカ国内で消費してゐる。すなわち日本と同じように油とかがすをつつておるといふ状態でありまして、海外に出し得る輸出余力は非常に少く、それも御承知のようにヨーロッパはみな消費国、原料輸入国でありますから、ドイツを初めとしてヨーロッパの諸国にも出さなくてはならぬ。それから日本に對しては日本も絶対大豆は必要なる關係上、これはアメリカの好意によりまして、今年もそうでありまして、ガリオアの援助資金によつて大豆を輸入してゐる。しかも昨年までは補給金まで大豆につけて輸入しておつたのであります。

かういふふうな輸入が絶対必要な状況にあるわけでございます。しかも朝鮮事変を契機といたしまして、その後各國とも輸出の制限とかいろいろな拘束を加へる。むしろ軍需に即応をして備蓄の方針をとつてゐるというもので、原料を輸出することを非常にいやがつて来ております。かういふふうな状態では絶対必要なもので、司令部の方でいたしましては積極的に好意的に考へてくれまして、あらゆる方法を使つて輸入の促進をはかつて来てゐる、かういふ状態でありまして、そういう状態であるにかかわらず、いまさらこれに特殊の關稅をかけるということ、現段階においては間違つておるといふのがわれ／＼の考えであります。

一面内地の大豆との關連性においてどういふことになるか。これも考えなくしてはならぬ。そこで内地でできます大豆といふものはつきりした的確な数字はわかりませんが、大体推定いたしまして、過去多いときは四十万トン、最近三十五万トンくらいが大體の生産量の推定であります。しかしながらそれが出まわつて来る量といふものは昨年あたりで十萬トン、ことしの予想が十五萬トンを見ておりますが、おそろく十五萬トンはむづかしい。そういう状況でありますので、どうしても不足する。反面大豆その他油脂原料の重要性は、先ほど申し上げましたように、戦前は内地を除いて豆だけで年間六、七十万トン入つて来たといふわけでありまして、多々益々并ずであります。最小限度五十萬トン

くらいはなければならぬ。これはむしろ、しょうゆ、とうふ、なつとう等、いわゆる一般大衆の食料であります。これを不便ながらもある程度供給するために、最低五十萬トンくらい必要である。そういたしますと、国内が十萬ないし十五萬トンとしまして、三十萬トン程度は輸入しなければならぬ。これは絶対の問題であります。かようなものに対して課税することは、非常におもしろくないことであると同時に、内地の大豆の價格と輸入大豆の價格を比較いたしますと、非常な開きがあります。たとい海外から輸入されても、内地のものを圧迫して増産を妨げるというふうなことは、少くとも今の状況においては好ましくないと考えております。

いま一つは、下手に原料の輸入を抑へてしまつと、製品が入つて来る可能性がある。つまり油とか油かすが入つて来ることを考えられる。現に政府の下手ぎわによりまして、アメリカから大豆が最近十萬トン近くも契約されておるといふ状態でありまして、これは明らかに今の油脂原料に對する買付方針を誤つた關係でありますけれども、ともかく十萬トンの大豆が入つて来る。これは反面におきまして、大豆がそれだけ入らないうことになりまして、大豆が入つて来なくなれば、大豆からできる油が不足する。それでは油を輸入するかということになります。油も入り、かすも入れば自然油脂産業は大きな打撃を受けるのみならず、農家の影響も考えなければならぬ。いわゆる農村の増産意欲を減殺する。従つて農林省が昨今非常に力を入れて、油脂原料の増産を計画

した。そこでまた別の條項へ参りたい
と思うのですが、第三條の第四項に、
貸付金の一時償還の請求について、三
つの場合を列挙して規定してあるの
であります。これは債権保全のため償還
請求でありまして、けつこうなことで
あります。しかし列挙してあります
三つで十分であるかどうかという問題
であります。他の債権との競合により
まして、この貸付債権が著しく侵害さ
れる公算の多いような場合、そういう
場合の債権保全はどうするか。これ
はこの三つの場合以外に考えなければ
ならないのであるが、そういうことは
どうお考えになつておられますか。つ
まりこれで十分かどうかという
問題であります。

○舟山政府委員 この三つの條項で一
応十分であると考えた次第でございます
して、御質問にありましたような例
は、どういふ場合をおさしになるかは
つきりわからないのでありますが、一
つの貸付が行われておりますならば、
それ以上に他の金融機関その他のもの
が、既存の債権を考慮に入らずして、
多額の貸付をなすというようなことは
ないのではないかと考えられます。

○内閣(友)委員 それは、一応政府の
お心持がはつきりしましたからやめて
おきます。

○内閣(友)委員 それは、一応政府の
お心持がはつきりしましたからやめて
おきます。

か。著しく困難というその著しくの
のさしをはつきりしておかなければな
らぬのじやないかと思ひますが、それ
をひとつ伺いたのであります。

○舟山政府委員 担保主義が原則であ
ります。そのいふように規定を厳格
にいたしてしまつても、実際の運営上
不便を感じる場合があるかもしれませ
んの、ここに一つの道を開いたわけ
でございます。著しく困難であるとい
う場合はどういふようなことであるか
は、實際問題が起りまして、あるいは
この業務を開始したとして、取扱い
内規等をこしらへる際に、十分考えた
いと考へております。

○内閣(友)委員 少しはつきりしま
せんが、この業務内容のこととはまたお考
えなさるということでありまして、さ
ういふことにはいたしておきます。
そこでつとまた前にもどりますし
て、第二條であります。この資金の
貸付先は、農林、漁業、殖産を営む者
またはこれらの組織する法人、こうい
うふうに一応予定しておられます。そ
うでお尋ねしたいのは、事業主体に対
する直接貸付のみを考へておられるの
か。それとも資金が究極におられるの
二條の括弧の中に農林漁業者という言
葉がありますが、この農林漁業者という
方法、すなわちいわゆる転貸しであ
ります。それを考へておられるの
か。それをお尋ねしたいのでありま
す。

○舟山政府委員 第二條は借入者及び
その資金の用途を規定したものであり
ます。

ねしたいのであります。農林漁業な
かんづく土地改良事業というものは、
その事業の實際から考へまして、事業
の施行者に直接融資するということが
も、むしろその事業そのものを中心
に考へて行つた方が、私はほんとうで
はないかと思ひます。そういうふうな
ことから、実は今のようなことを申し
上げたのであります。この條文の通り
だとすればいいのであります。いろいろ
の含みのある條文であるように考へ
ますから、その点をお尋ねしておるわ
けです。私どもは事業を中心に考へる
という意味ではないかと思ひます。

○舟山政府委員 別送用意してありま
す施行令、これは政令でございます
が、これに貸付を受けるものを具体的
に列挙したいと考へております。
その内容につきましては、農林省から
御説明を願つた方が適當かと考へま
す。

○内閣(友)委員 そこで今度は農林漁
業資金融通特別会計法のことでありま
すが、この前農林省にお尋ねしたとこ
ろの答弁がなかつたので、ひとつ大蔵省
の佐藤さんに第十五條の關係をお尋ね
いたします。第十五條によりまして、
この特別会計の経費支出に關する制限
を設けておるのであります。いわゆる
ベースがかわつた場合、そのはね返り
が貸付金利にしろ寄せされる可能性が
ないかどうかということについてどう
いふふうにお考へになつておられるの
でありますか。これは大きな問題だ
と思ひますので、一応はつきりしてお
きたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 ただいまの点で
ございまして、御承知のようにこの貸
付におきましてはすえ置き期間がござ
います。利子につきましては当初か
ら収入することになつておりまして、
その収入の見込みは、現在のところ農
林省等の見込みにおきましては、十分
利子収入をもつて当初から経費をまか
なうことができるといふ見込みを立て
ております。それで私どもの方としま
しては十分余裕があるものと考へてお
ります。すなわちこの規定によつて、
御心配になるような点は起らないと考
へております。

○大上委員 ちよつと関連して……
農林漁業資金融通法案について今内閣
委員から御質問がありました中で、私
としても一つお尋ねしたいことがあ
ります。なるほど第二條の規定によ
りまして、融資対象者がはつきりして
おるのですけれども、今内閣委員から事
業主体という問題も出ておりました
が、たとえば土地の改良の場合に当然
融資を願ふ。ところが現物によつてセ
メントとかその他のものがいるという
場合に、農中の振うところの各地方の
農協連というか農林経済連合会、これ
に対する事業資金というか、あるいは
つなぎ資金というか、これはこの法か
ら見ると当然不可能なんです。さら
につけ加えるところの意思ありやいな
や。

○舟山政府委員 先ほど申しましたよ
うに、第二條の各号ごとに貸付を受け
るものにつきましては、政令で具体的
に指定するわけでございますが、たと
えば農林協同組合連合会のごときは、
ただいまの草案の中に入つておりま
す。

○小山委員 この貸付政令案の第一條
を見ますと、「貸付を受ける者」とい
うことになつておる中に協同組合が入
ておりますが、この協同組合という中
には、開拓農協組合を含めてのお
つもりですか。それとも開拓農協は入
らないというお考へでございますか。

○舟山政府委員 この「貸付を受ける
者」の選定につきましては、もつぱら
農林行政の点から農林省の意向を尊重
したのでございます。詳しいことは農
林省当局からお聞き願ひたいと思ひ
ますが、ただいま御指摘になり
ました開拓農協は入つておるのでござ
います。

○内閣(友)委員 舟山さんにひとつは
つきりしておきたいと思ひますのは、
先ほどの預金部の六十億、これはきの
う農林大臣が、お隣にすわつておられ
た大蔵大臣に頼んでおるのだという話
でしたが、大蔵大臣はそんなことはち
つとも聞いておらぬというお話であつ
た。そこでこれはこの法律のいろ／＼
なことを考へられて来ておられますも
とが、今の一般行政資金の二十億と四
十億の見返り資金で六十億、預金部の
六十億、合せてやつて来ておるのであ
ります。というのは、六分一厘がこの
資金のコストだというのが、今までの
委員会においての答弁でありました。
その内容は、三分は預金部に支払う利
息、三分は委託手数料、一厘は政府の
事務費だということになつておるので
す。でありますから、三分というものは
預金部の金が六十億入つた場合預金
部に払うのであります。もし今この
予算にありますが六十億だけあります
と、私は委託手数料の三分と政府の事
務費の一厘の三分一厘でいいじやない
かと思ひます。そうなりますと、利息がこ
こにこま／＼と七分とか八分とかい
うことを規定してありますが、これは勢

三分五厘とかなんとかいうことに引下げてよろしいという議論が成り立つて来るのであります。しかしそれはいけないうこととは、やはり預金部の金六十億というものを当てにしている考え方でありますから、ぜひ六十億の預金部の金が出るように、この法律の建前がそうなるのであります。さうから、この上にも御配慮願いたい。さうから大蔵大臣はそれは知らぬぞ、広川君から聞いておらぬというのであります。したが、大臣同志はお忙しいから話がないかも知れませんが、舟山さんはよくその点お含み願つて、六十億の預金部の金が出るようにぜひお願い申し上げたいと思ひます。

○舟山政府委員 私どもは大蔵大臣の指示によりまして仕事をしておるわけでありまして、現在のところすでに提案になつております予算には、預金部資金を使うことを前提としておらないのであります。資金コストの計算その他につきましては、農林省側においで、将来預金部資金を使うことも予想して、一応の計数を出しておるのだと了解するのでございます。預金部資金を将来この農林漁業資金として使うかどうかという点につきましては、私どももいたしまして機会を得まして、できるだけ預金部資金をこちらに導入する方向に努めたいと考えております。

○農林委員 これで三日間私がお尋ねしておりますが、やはりどうもはつきりせぬので、着詰まつた点だがお尋ねしておきます。

法第五條の審査であります。この審査は受託者に委託するというものになつておりますが、普通の商業金融では

ありませんから、この審査というものが非常に重大なものであると思ひます。この審査の責任と申しますか、善良な注意を怠つた、あるいは重大な過失によつて審査が十分に行われおらんのだ、あるいは間違つた審査をした、そういう場合の政府に対する損害、それを受託者が受ける。その点の規定がその法には全然載せてない。

第八條は第六條の規定違反だけである。ほかにはどこにも規定がない。そこでつづ込んでお尋ねいたしますと、これは民法上の問題になる。民法上ならば、これは一応契約があつて初めて民法上の問題になる。契約を別に準則のほかにおつくりになるといふ法規範の御答弁であつたが、ほんとうに契約をつくるのか。ばくは契約をつくらないうちに思ひから聞くのであるが、契約をつくるのかどうか。その点をも一度はつきり願ひたい。

○佐藤(一)政府委員 もちろん委託をいたしました際には、必ず委託契約を結ぶわけでございます。従ひまして、その委託契約の條件内容として、場合によつては非常に概括的にこれをやる場合もございますし、それからただいま御心配のような点も十分考慮いたしまして、その條件はできるだけ精密にすることもできるわけでありまして、いづれにいたしましても、その場合の諸條件はすべて委託契約の内容になるわけでありまして。

○農林委員 そういたしますと、私はこの審査その他の委託業務に対する重大な過失あるいは善良な注意を怠つた場合の責任というものをに対する規定は、当然別に入れるべきであると思ひますが、これは政府と見解が違ひますか

ら、これとどめておきたいと思ひます。

そういたしますと、なおお尋ねしておきたいのは、今までの説明によりまして、損害つまり貸付金の元利金の回収が一年以上経過した場合、二割は受託者が受けるという規定によつて、いかなる損害があるうとも二割で受託者の責任はのがれる、こういうふう

にわれ／＼は解釈しておつたのであるが、そうではなしに、重大な過失あるいは善良な注意を怠つた場合の損害、これは契約によつて二割のほかに受託者に負担させる、こういうことになるのであるかどうか。この点を重ねてお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 その二割と申しますのは、もちろん一般の原則を前提にしておるわけでありまして、全然政府がこれを書面の審査その他を通じて知ることができないような場合において、農林中金の非常な重大な過失があつたという場合、政府の決定自体につきましても、一般の原則、すなわち民法上の原則に基いても、当然これは農林中金が相当の責任を負うべきものでありますから、契約の内容としてそこまですべて詳しく書くかどうかは、これからの問題でございますが、当然農林中金がこの責任を負うべきものと考へております。

○農林委員 銀行局長にお尋ねをいたします。この農林中金の一月末の試算表を見ますと、農林漁業復興融資の残高が約十五億あります。これは政府が農林中金に復金の事務を代行させた。それでかなり無理な貸付を農林中金に背負わしたということになつておるはずであります。これは銀行局長はすでに御承知のことと思ひます。その中にかなり焦げつきと申しますか、回収困難な向きもある。そこでこれらの見返りに農林債券を復金が所持しておつた。ところが復金には農林中金から昨年それを返済された。そうすると結局完全に復興融資は農林中金が背負つたということになるので、将来いづれこの復興融資の分は政府の会計に引継ぐべきである。こういう約束が主務大臣から農林中金に対してあるはずである。この点はすでにお気づきのことと思ひますが、この今回の法律案の特別会計がつくられれば当然これが問題になつて、この特別会計に肩がわりさせるべきであるというところが問題になつて来るわけでありまして、これに対して銀行局長はどうお考へてありますか。

○舟山政府委員 農林漁業復興融資は、これを行ひました当時におきましては、何らかの農林金融に関する新機構をつくるという予想を持つておりました。それができましたならば、そこに肩がわりするという予定であつたわけでありまして、そうしてそのことは政府から農中へは了解事項として申しておるわけでございます。そこでこれは何らかの処置をする必要があるものであります。今度の新法律におきましては、これを当然今度の特別会計で引継ぐということは考へてもおきませんし、また規定もないわけでありまして、しかしその経緯等の政治的事実というやうなもの、ある程度考へなければならぬかと考へるのでございまして、そのま

ま肩がわり等のことは考へられませんが、けれども、あるいはその貸付の対象ごとくに、やむを得ないものにつきましては新特別会計からある融資をして、實際上旧貸付を消して行くというやうなことも、場合によつてはやつて行かなければならぬことがあるのではないかと。その程度に考へております。

○農林委員 その復興融資の一部の肩がわりは、これは法律になくても、現在のこの提案の法律案及び特別会計で、政府の方でおやりになれるのではないか、こういうふうに考へるが、その点いかがでありますか。

○舟山政府委員 実際問題としてしましてただいま申し上げましたやうなことで、その肩がわりするといふ方式でなく、その融資を受けております相手方に新会計でもつて便宜を与えて、それを救つて行くという道は可能かと思ひます。

○農林委員 農林省の政府委員にお尋ねいたしますが、昨日もお尋ねいたしましたところ、政令によりまして水産に関する融資は漁港、船だまりだけに限つております。ただ北海道の魚田開発については多少見えてありますが、その他に水産の共同施設あるいは製氷、冷凍、こいうものは全然わづか記載されてない。そこでその預金部の金が六十億入つた場合には、少くとも水産の施設、製氷、冷凍等にはわづかを充てていたなければならぬ。そうすれば現在つくつておられる政令案の中に、その水産施設などの規定も盛り込まれるべきであると思ひます。

実は昨日もかなりその点の御質問が連合審査会であつたはずであります。その点の御留意はどうなつておるか、お尋ねしておきます。

○農林委員 銀行局長にお尋ねをいたします。この農林中金の一月末の試算表を見ますと、農林漁業復興融資の残高が約十五億あります。これは政府が農林中金に復金の事務を代行させた。それでかなり無理な貸付を農林中金に背負わしたということになつておるはずであります。これは銀行局長はすでに御承知のことと思ひます。その中にかなり焦げつきと申しますか、回収困難な向きもある。そこでこれらの見返りに農林債券を復金が所持しておつた。ところが復金には農林中金から昨年それを返済された。そうすると結局完全に復興融資は農林中金が背負つたということになるので、将来いづれこの復興融資の分は政府の会計に引継ぐべきである。こういう約束が主務大臣から農林中金に対してあるはずである。この点はすでにお気づきのことと思ひますが、この今回の法律案の特別会計がつくられれば当然これが問題になつて、この特別会計に肩がわりさせるべきであるというところが問題になつて来るわけでありまして、これに対して銀行局長はどうお考へてありますか。

○農見政府委員 預金部資金の導入が可能になるというふうな見通しのもとに、私の方ではそれを研究中でございます。

○農村委員 この法律案を見ますと、預金部資金六十億が将来導入されるものとして、すべての規定ができておる。そこで預金部資金が導入されるならば、水産の方もわくを広げて、共同施設あるいは製氷、冷凍にも出そうというお考えなら、なぜ政令の中に、内地における水産の施設にも貸し付けるというわくをつくっておかないか。わくをつくられるなら、この際修正すべきである、こう考えるのであるが、その点御意見を承つておきたい。

○富谷政府委員 お手元に差上げました政令案は、これは申し上げるまでもなく未定稿でございますが、これは現在今練つておりますが、フアンドがきまる以前としても、政令は融資の対象というものを、共同利用施設に対して現在より以上に広げるように現在研究中でございます。

○内閣(友)委員 農林省にお尋ねしたいのですが、第二條を見ますと貸付先は企業者と協同組織体を同列に扱つておるのであります。わが国の農林漁業の支那からいたしますと、協同組織体に中心を置くべきである。これは私は思うのであります。このようにことは一つの大きな国の農業政策でありますので、その農業政策を明らかにするとともに、その政策に沿う融資先を考へておく必要があると思つてあります。が、このようにことにつきまして農林省はどうかお考えになつておられるのか。まずお考えをお尋ねしておきたいと思つてあります。

○富谷政府委員 法律の体裁上の企業体、この中には個人も含みますが、企業体も協同組合も同様に受けるようになります。おそれる第二條に列挙してあります事項中で、企業体、会社に参ります分は造林と林道関係である。かように考へておられます。第六項の協同利用施設にはこれは協同利用体だけが入るわけでありまして、企業体に關しましては造林、林道というふうにおそらく限定されるのであらうというふうな想像をしております。

○内閣(友)委員 第二條に六から六まで項目をあげて、融資の事業を規定してあります。政府はこのほかに自作農の維持資金というものを、それから農家の負債整理に要する資金、それから今日の相續は均分相續であります。従つて現実には農村における農業資金の本の相續は、一人の者が現物を相續して、あとの者に金をわけてやつておるものがあるものであります。従つて農村における相續という問題についての資金が、今日は非常に困るのであります。これが非常に困ることになる。このようにものも将来はわくを広げなければならぬと思つてあります。が、農林省はどうか考へておられるのか。農林省はどうか考へておられるのか。その点をまず第一に尋ねておきたい。

○富谷政府委員 大きな根本問題でございます。ただいまのところだけの経過を申し上げます。現在では今お話の均分相續の場合の問題、それから自作農創設の場合の融資の問題、これはそれ、独立の特別会計が現在ございまして、そちらの方でまかなうといふところで、この特別会計の対象とは現在のところ区別しているわけでありまして、そこには貸付資金を項目別にきめてありますが、そこでこの予定計画書によりまして、その中でこのわくというものが相互間に流用を認められるのかどうか。また府県別間のわくの流用も認められるのかどうか。それを一応はつきりしておきたい。

○富谷政府委員 六十億の資金の配分計画がございまして、これが収入利子の算定基礎になつておりますので、非常な大きな変動があります。たまたま予算の方の収入不足に影響があると、このうちでございまして、極端な異動ということは考えられませんが、多少の異動ということは現実の融資を行う場合にあり得ることであるといふように予想し、関係方面にもさうな説明をして了解を得ております。なお府県別のわくでございまして、これにつきましても予定計画通り融資の事務が進行しない。これは需要がないといふのではなく、借入れ手続の方が遅れたという場合には、府県別の異動といふこともあり得るといふように考へております。

○内閣(友)委員 もう一つで終りますから……第五條によりまして、この業務を委託された金融機関が、この仕事をやりまして、最後の決定は農林省がなさる。そこで私は、これはお頼みであります。今までもこの種の金融が非常に手間がかかり経費がかかり、最後の融資を受けるまでにはずいぶん困難があるといふので、非難が突

はあつたのであります。ところが今度は単に金融機関のみでなく、その上にまた農林省という役所が、貸すか貸さぬかという最後の仕事をせられるのであります。いよ／＼もつてどうも仕事が遅れるといふことになつて来るのであります。でありますから、さうなりますと今までは農林中金へ行つて頼めばよかつたものが、また農林省に足を運んで頼まなければならぬ。なるほど利率は七分、八分といふことではあります。さういふ雑費を加えますと二割にも三割にもなるといふことになつてくるので、これを借りますものから言いますと非常に困ることになる。従つて農林省が最終決定をなさるときには、迅速にお取運びをいただきたい。屋上屋じやなしに、とにかく練達の士を集められて、早く物事がきまるように、地方から陳情などに参らないように、この問題について陳情が参りまして受付けられないで、右から左に流すといふふうによつていただきたい。これはお頼みでありますから、よろしくお願ひいたします。

○夏堀委員 休憩いたします。午後一時半より會議を開きます。午後零時三十九分休憩

午後二時三十分開議
○夏堀委員 休憩前に引続き會議を開きます。
關稅定率法の一部を改正する法律案について、引続き参考人の方々の御意見を拝聴することにいたします。午後和会会長佐々木勲市君から、石油精製と五分程度でお願いいたします。

正につきまして、私も参考人として呼び出されたわけでありまして、今日原材料の確保の必要なことは、私から申し上げるまでもないのであります。特に私申し上げたいのは、原油の輸入確保ということでありまして、さういふ建前から考へまして、原材料であるところの石油の、しかも原油の確保については、非常に緊急な問題である。この際に関稅が設けられることはまことに安当でないといふふうに考へるのであります。石油は産業の食糧であります。一滴も多く供給をしなければならぬことはもちろんであります。日本の經濟復興のために絶対に必要なものであります。現在國產原油の產出量はごくわずかな量でありまして、全体の需要に對しましては一割前後といふような状態であるのであります。従つてこの際輸入に對して障壁をつくることはどうかといふことが、私の申し上げたい点であります。關稅を課しますれば、製品の価格は当然値上りをしなければならぬといふことになるのであります。今申し上げますような一般産業の犠牲においてこれを負担させることは、少しく考へなければならぬ点ではないかといふふうに思ふのであります。ことに現在在外國航路と申しますか、一般に運賃がだんだん上りつゝあるものであります。その結果は製品の値上りも当然考へてみなければなりません。また原油にいたしましても当然上るわけでありまして、この際に関稅がかげられることになりまして、消費者に對しての負担が一層大きくなつて来るといふことを考へるのであります。國產原油に對します保護といふことにつきまして

七

は、私どもも一面精製業を営んでおる関係の者として、また日本の経済全体から考えましても、当然これは大切なことであるというには異存はないのでありまして、積極的にこの保護増産をいたさなければならぬというには賛成でございますし、むしろこれは当然考えるべきことであります。戦前の状態、戦後の状態といふものを考えまして、この保護といふことについての概念もかえて行かなければならぬ現状にあるのではないかと。ことに石油政策においてそうであるといふふうに考えるのであります。

その次に申し上げたいと思ふことは、今年の予算に石油関係の関税収入というものが計上されておるということでありまして、われわれも考へますのに、現在は御承知のように揮発油に対して税金がかかれておるのでありますが、この揮発油税の増徴といふことは相当大きく考へてもいいのではないかと。揮発油税が大きくなるということは、今後需要が大きくなるということでありまして、現に太平洋岸製油所等におきましても増産の方向に向いつつあり、また輸入原油の量も非常にふえて来ようとしておる現在であります。私どももこういうことを考えますと、揮発油税の増徴といふことは相当に数字を大きく見てもさしつかえないのではないかと。今申し上げましたような保護という方面に向つての、何か助成金を出すというようなことがありますれば、その額においてはどうかと考へますけれども、今計上されておる石油関係の関税収入というものは、私の今申し上げますような関税を課せたいという点においてゼロに

なるということではない。むしろ差引相当の増収になるというものを考えるのであります。世界の例を見ましても、原油に対して関税をかけるというものは、ごく国産の量の多い所でありまして、日本のような状態にありまして、外国におきましては、関税はかけられていないというのが普通であります。

なお先ほど申し上げました製品価格の影響ということも、この際大きな問題でありまして、現在は御承知のようにマル公になつておりますので、ただちにこの影響を受けるということになるのであります。またさらにこれが自由な価格、あるいは統制がはずされるところのような場合を考へてみましても、この関係は当然将来製品の輸入と、その製品の輸入量はきわめて少いものでありまして、このうち大部分は重油であります。重油をのけますと、五%内外といふようなごく僅少なものであるものでありまして、これらについての影響はあまり大した問題でもありませんので、原油、重油という原材料に對しての課税ということが、一番大きな問題になると考へるのであります。先刻申しましたように、われわれが原材料としての確保といふことを根本的に考へますときに日本のような状態にある国といひましては、特に原油、重油といふものに対しての課税は、当然でない。さらに、原油はこれから先は一滴でも多く確保しなければならぬ。その確保する上において、輸入と、これが大部分であるという場合には、当然政策的にも課税するよりないことを、この際考へることは不当でない

のではないかと、かように考へるものであります。簡単であります。一応私の考へておりますことを申し上げました。○夏堀委員 次に帝國石油株式会社社長酒井喜四君。○酒井喜四君 いただいま御紹介にあずかりました帝國石油株式会社の社長、酒井喜四であります。

今回政府から提案されました関税率法の一部を改正する法律案のうち、石油に關係するものは五・一九番の炭化水素油という項目にうたわれた内容であります。炭化水素油といふのは、いうまでもなく俗にいう石油及び石油製品類であります。その内容を拝見しますと、一が原油、重油及び粗油という一段、二がその他として、これを比重にわけまして、甲と乙とにわけておりますが、甲は、主として揮発油、軽油に相當するものであり、乙は主として機械油に相當するものであります。そして今回盛り込まれた税率は、原油、重油、粗油の項目に對しては従価一割、揮発油、燈油、軽油の類に對しては従価二割、機械油に對しては従価三割という率が盛り込まれておるのであります。これは現在の内外の事情から見ると、わが国における石油産業並びに石油の精製業を保護助長するという立場から、この三段階の税率を設けられたといふことは、おおむね妥当なものとして私は考へるのであります。従つて今回の提案されました政府案に賛意を表するものであります。以下私が關係しております石油産業の立場から若干の意見を述べさせていただきます。御参考にお供したいと思つておるものであります。国内原油の生産は、大正の初期にお

きましては年産五十万キロリッターでありましたが、その後幾多の変遷を経まして、昭和九年ごろには四十万キロ程度の産油を見たのであります。戦時中は南方方面への人員資材の供給等のため、また戦後は労働不安及び戦時中の産油の影響等のために、原油の生産量は激減いたしました。一時は年産十

六万キロリッターという状態でありましたが、その後政府の積極的な助成対策と、企業者の企業合理化の努力によりまして、昭和二十五年産すなわち本年三月に終る過去一年間における産油量は、年三十二万キロリッターといふところまで上昇して参つたのであります。そして現在の見通しとしては、来年度は大体において三十六万キロリッターの生産を確保し得るという段階に到達しておるのであります。しかればこの日本の石油資源の将来はどうかといふことになりまして、私どもは少くとも近き将来に年産五十万キロリッターまでは、確実に生産を上昇し得るという見通しを立てておる次第であります。これらの現実の生産を確保いたしする資源関係の方をひとつ見ますと、原油の埋蔵量は結局は探査の積極的な推進と、最近にアメリカから導入された二次回収法の採用によりまして、いわゆるわれわれのいう石油の埋蔵量といふものが、著しく増大して参つておるのであります。従つてわれわれはその将来に對してきわめて明るい期待を持つものであります。試みに今専門家で推算されておりますわが国の石油の埋蔵量の数字を述べますと、大体千二百萬トンないし千五百萬トンといわれておるのであります。

これはわが国の専門家及びGHQの天然資源局の専門家に一致した見解であります。なおただいま申し上げました、二次回収法という目下アメリカにおいて広く行われておる採油回収法をとりまして、この方法によつては、さらに旧油田から在来生産量と同様の油が回収されるのであります。わが国においてもこれを採用することによつて、少くともさらに埋蔵量として六百萬トン程度の増加を見込み得る、かように考へておるのであります。ただししかしながら、石油資源埋蔵の規模及び分布は、わが国においては米国の他の大産油国の場合と異なりまして、比較的規模が小さい油田が広範な地域に分布されております関係から、たとへば帝國石油の場合を例にとつてみますと、八橋油田のごとき大規模油田とともに、群小の散在しております油田をあわせて仕事をいたしました。それによつて全体の採算をとり、資源の絶対的回収量を増して行く、かような必要があるわけであり

ます。従つて國際的な日本の石油における競争という点になりますと、遺憾ながら今日の企業段階におきましては、まだ基礎確実といふことは言えないような事情にあるのであります。かくのごとき場合、結局は関税による保護を絶対に必要とし、これによつて對外的な競争力を確保する以外に方法はないと、私どもは考へておるのであります。一方原油の価格の面からこれを見ますならば、昨年六月におきまして、アメリカ原油はCIFキロ六千二百円で輸入されることになつて、これはさや寄せするために国産原油価格

は、メリットを考慮いたしまして、キ
ロリットル当り六千七百円に引下げら
れたのであります。しかしながら六千
七百円では、とうてい企業は維持でき
ないといふことから、政府にいろ／＼
配慮いただきまして、キロリットル当
り千七百円の価格調整金を得て、輸入
原油との間に均衡をはかつた事実があ
るのであります。かくのごときは平
常時において、国産原油が常に外油の
輸入による脅威に直面しなければなら
ないといふことを、端的に物語つてお
るのであります。しかもただいま申
しましたような価格調整金というよう
な応急措置は、本来恒久措置としての
関税のごときものに、切りかえらるべ
き性格のものであらうと私は考えるの
であります。なおまた現在では、その後
の情勢によつて価格調整金は、昨年の
十二月以降なくなつておるような事情
であります。この際つけ加えておきた
いは、巷間原油価格が現在一万円以
上であるかのごとく伝えられておりま
す。そしてそれを基礎として関税の議
論が行われておるやに思ふのでありま
すが、これには非常な誤謬でございます
して、国産原油は最近における物価騰
勢による原油高にもかかわらず、キャ
ットル当り八千四百五十円の低
位にくぎづけられており、一般物価水
準から見ますと、この程度の価格しか
なり低位に置かれておるといふこと
が、数字の上でも証明されるのであり
ます。

わが国におきまする石油鉱業の経営
の規模は、帝国石油の場合におきまし
ても、今日なお安定した経営規模の段
階に達しているとは言えないのであり
ます。すなわち石油鉱業経営の基礎

は、新油田の発見のために探鉱面への
投資を可及的に増大して行かなけれ
ば、結局は生産が縮小して没落するわ
けであります。これを当社の数字をと
つてみましても、昭和二十二年以降の
各年度の投資総額と、探鉱面への投
資額を比較してみますと、昭和二十二
年度においては、全体の投資が六億三
千万円のうち探鉱面はわずかに八千万
円、昭和二十三年十一億五千万円中
一億五千万円、昭和二十四年度にお
いては二十億四千万円中二億九千万
円、十五年度におきましては二十五億
円中五億四千万円に振り向けられるとい
うようなくらいに、逐次探鉱面への投
下の割合が順調に上昇して参つており
まして、これは一面各般の助成施設に
よつて、日本の石油鉱業が順調な足ど
りをたどつておるといふのであります
が、さらに今後における生産量及び埋
蔵量の増大をはかるためには、旧油田
の維持回収をはかるとともに、新油田
の発見のために、容易にかつ多額の投
資を行ひ得るような経営規模を、確立
しなければならぬのであります。が、
私どもとしましては、企業体が遺憾な
がら今日その安定段階に達してない
と考へますので、少くともそういう
段階に達するまでは、関税による保護
を絶対に必要とするといふことを強調
したいのでございます。

次に国産原油の生産量が需要の割
程度にすぎないから、さして保護の価
値もないのではないかといふたような
反対論をしばしば聞くのであります
が、消費が計画的に行われております
の今日においては、実は約二割を国産
原油をもつて供給している事実をこの
際述べておきたいと同時に、供給量が

比較的僅少であつても国産原油を有す
るといふことは、外国産原油輸入とい
う国際貿易関係において、取引上の牽
制たり得るのみならず、国家経済自立
上絶対的な強みと言わなければならな
いのであります。この点は過去におい
ていろ／＼な石油政策がとられた場合
において、外社による国内市場の恣意
的な形成を、国産油の存在といふこと
によつて——比較的ではあります。が、
ある程度これを阻止し得たといふ事実
を幾つかあげることができるのであり
ます。こゝろいうようなわけでありま
して、今日国産原油の増産の見通しはこ
の面においてもはなはだ力強い次第で
あります。この際ある程度の関税の
保護によりまして、さらに国内石油鉱
業の伸張性を助長されんことを希望し
てやまない次第であります。

次に関税率について申述べますな
らば、さきにわれ／＼は石油の国際価
格を標準といたしまして、従価、それ
からまた戦前における関税率の振合
等も考へて、昨年の十二月ころまで
は、われ／＼は従価比率として、原油
に二割の関税率を主張して参つたので
あります。しかしながらその後国際情
勢の変化によりまして、CIF価格も
かなり上昇して参つております現状で
ありますので、現在は一割の政府原案
の税率を甘受しなければならぬと考へ
ておるのであります。この場合にお
きましてCIF価格の上昇が、御承
知のように主としてタンカー運賃の異
常な高騰に起因しておるといふその事
情を考へますときは、将来に向つては
実は税率の一割といふことについて、
かなりの不安を包蔵するものと言わざ
るを得ないと思ふのであります。

次に関税の改正が消費者に及ぼす影
響について少し述べてみたいと思いま
す。一部の報道等には、原価に対する
従価一割の関税が、一般石油製品の消
費者に深刻な影響を与える。しかもそ
の影響は、一割の原油関税が、結局は
消費最終価格において二割五分程度の
影響を与えるといふような記事等を見
たのであります。これはまづたゞの
誤りでありまして、われ／＼の計算す
るところによりまして、また政府の
物価庁等において計算した結果により
まして、一割の関税の引上げが最終
製品価格に及ぼす影響は、五割ないし
六割程度となるのであります。これ
の誤解からいろいろ論議されてお
ることは、われ／＼としてはなほ迷
惑に感じたりする次第であります。こ
の点とは全く御了承願ひたいと思ふ
のであります。しかも最初に申し述べ
ましたように、関税は原料と製品にお
かれておりまして、製品におきまして
揮発油等二割、機械油等三割というよ
うな税率がかけられております等、
これは普通の製品市場の価格としまし
ては、最終価格は結局この製品関税に
支配されるという結果に相なるわけで
あります。従つて先ほど申しました
原油関税の引上げによる最終製品への
五割ないし六割程度の影響は、製品の
市場価格の決定の間において大体吸収
されるものではないかといふふうに、
われ／＼は見えておるのであります。

この際特に申し述べておきたいの
は、石油関税の影響はただ原油関税の
みでない。これは製品を通じて行くの
であるといふことを申し述べただけで
あります。決して精製業保護のため
にする二割ないし三割の関税率に、反

対をするといふ意味ではございませ
んで、この点を御了承願ひたいと思
います。ただ一言触れておきたいのは、
一部論者のうちに、この際原油、重油、
粗油のみの関税をゼロとして、製品の
方の二割ないし三割の関税は、そのま
ま存置してもよいではないかといふよ
うな議論があるやに聞くのでありま
すが、かくのごときことになりまし
と、結局今申し述べましたような事情
から、消費者の負担の軽減は何ら行わ
れることなく、しかも一面原油から精
製へわたる産業政策上の面において、
著しく不均衡を来すものでありまし
て、あくまで関税は石油鉱業から精製
業を總括的に、しかも一般的にながめ
て、その可否を論ずべきものであらう
と考へます。最後に、関税によらず
と、国産原油の保護は他に助成方法が
あるのではないかと、むしろそうやるべ
きではないかといふ議論が行われるの
であります。が、探鉱助成金等による保
護は、きわめて特殊な方法による助成
でありまして、企業本来の立場から
は、企業計画の策定は、価格というよ
うな客観的な経営方針に基いて、自由
に行われることが望ましいのであり、
またかような安定目標があつてこそ、
企業が創意とくふうを生かして、自由
にその力を伸張し得るものであると考
へるのであります。従つて関税制度
は、本来的にこの面の作用を有する恒
久的な保護制度として、絶対的效果を
有するものであるといふふうにならね
ば考へるのであります。この点に
おいて、特殊な助成政策と関税政策と
の間には、十分そのねらいと効果を分
離し、また私企業としての石油鉱業が
活発に活動し得る面を考えた場合に、

することはできないと考えます。先日
帝石の方にお目にかかったときに、あ
る人の話を承りますと、一朝事があつ
たときはと言われましたが、これはど
ういう意味だかよくわかりませんけれ
ども、国際情勢が険悪になつて、外国
から原油の輸入がとまったときには、
国産原油に間に合はせるといふふうな
意味かとも解釈されましたが、もしか
かる意味が含まれておれば、今
ただちに積極的に関税を設けること
はやめまして、むしろ消極的にして、
いざ鎌倉といふときに備えておくため
に温存することがよいのではないかと、
こゝろふに考へております。また
地下資源は漏つたり蒸発したりして減
少するものではありません。私はし
うとよくわかりませんが、責任は持
てませんが、ある経済雑誌に国内原油
資源の確定埋蔵量は五百八十萬キロ、
全国のおよそ、ちよと井戸を掘る
ように探掘してみても、推定埋蔵量は
一千三百八十萬キロしかないやうであ
ります。もしこの仮定のもとに論じま
すれば、現在年間供給量四百萬キロを
押えたとしても、わずか一年半から三
年半しかもたないのではないかと。日本
の原油資源がからつたにやつて、外国
から安く見られるよりも、むしろ大事
なものは小出しに使うことが国を思ふ
ことだと存じます。かかる貧弱な資源
を擁しながら関税障壁を設けるといふ
ことは、身のほどを知らないおこがま
しい次第ではないかと。一帝石の保護の
みが目標であつて、半面を見ざる近視
眼的な偏見であると言わざるを得ない
のであります。かかる法案はすみやか
に撤廃するべきでありますし、面子問
題ではありません。国策を離れて何の

面子があるでありましようか。
第二点として申し上げたいのは、関
税は従来もあつたものであつて、しか
も二〇%もかかつたと言われますが、
現在もう一キロ二十四円四角の関税は、昭
和十六年三月のキロ当り原価九十四円
のときのことでありまして、當時は戦時
中のことでほとんど禁止的に課税した
ものであります。しかるに現在となつ
ては、すでに事情は百八十度転換をし
ておりますので、大蔵省や鉱山局の方
は、国内原油を掘り始めてから今日ま
で大体どのぐらいの量を産出して、そ
れに對していかほどの補助金を出した
でしようか。これは申すまでもなく御
検討になつておることと存じます。お
そらくその出た数字は、輸入量に比べ
まして微々たるものではないでしよう
か。すなわち国産にのみ依存すること
はできない状態でありまして、しかるに
何の理由があつてか一キロ当り七百六十
七円という高率の、しかも従価税をか
けんとしますか。現在の二十四円を撤
廃して、石油類は無税とすべきが当然
であると思ひます。世界にずれの国に
行きますとも、国内で生産できず、外
国から輸入を仰いでおる品物に對し
て、関税障壁を設けておる国は、おそ
らくないのではないかと考へておりま
す。関税の意義から申しまして、り
くつは通らないものであります。

第三に、現在必要であつても、一
応課税しておいた方が、将来最惠國約
款のとりのきめのときに都合がよいと
のことですが、われ／＼としましては、
聞くもはずかしいこととあります。私
がいまさら申し上げるまでもなく、関
税の本質というものは、国内で生産で
きてなお余りがあるとき、しかも国外
からも競争的に安く入つて来るといふ
ときに、国内産業保護のもとに関税障
壁を設けるべきであつて、国内生産が
できないものに關税をかけること、か
かることがまことしやかに討議され
たといふことが外国に聞えたならば、私
はむしろ物笑いの種になるのではない
か、かえつて侮りを受けるやうなこと
になりはしないかと考へます。そうし
て将来關稅協定のときに、これをはず
してやれば相手は喜ぶと考へるのは、
たとえて申しますと、子供からあめ玉
を取上げて、あとからこれを与えて喜
ばすといふやうな考へと同じでありま
す。物笑いにこそなれ、得るところは
一つもないものと存じます。外国はそ
んなに甘くないと私は考へておりま
す。むしろ反對に、現在の二十四円の
關税の撤廃案こそ提案なさるべきであ
ると存するものであります。以上述べ
ました理由は、今となつては立案者の方
方もうす／＼は感づいておられるので
はないかと思ひます。しかし面子の問
題を考へておられるのではないでし
ょうか。われ／＼國民は誤れる面子問題
にはこり／＼しております。そうして
誤れる面子問題のために、日本は永久
に忘れることのできない苦杯をなめて
おるのであります。しかもこの災いを
転じて福となすことは、誤りをさとし
たとき、すぐ撤回することであると思
うのであります。これは善良な官僚の
とるべき道であると存じます。

以上はなほだとりとめもないことを
申し上げましたが、私の意のあること
をおくみとりくださいまして、今回
の關税に關しましては、他の技術的方
法によらないで、絶対に無税とされん
ことを深く／＼諸先生方をお願いをい
たしまして、私のお願いを終りたいと
思ひます。
○夏堀委員長 次は漁業經營者連盟会
長代理横山登志九君。
○横山登志九君 全国の漁業者団体全部
の協議によりまして、全漁業者の總意
をこゝで申し上げたいと思ふのであり
ます。こゝろいう意味でありますから、
主として漁業方面から今回の關稅定率
改正問題について申し上げ、委員会に
お願いをいたしたいと思ふのでありま
す。
今回の定率改正によりますると、漁
業用石油類を含んだ石油類に對しまし
て關税をかけられる、こゝろいうことに
相なるのであります。もしこれが実
施せられましたあかつきには、わが國
の漁業經營者はほとんど致命的打撃をこ
うむることになるのであります。ひい
ては國民の保健食糧でありますところ
の漁業の生産を萎縮せしめまして、國
家としても容易ならぬ悪影響が来る
と考へるのであります。以下概略であ
りますが、その理由を六つばかり申し
上げて御參考に供したいと思ふのであ
ります。

その第一は、現在漁獲物の九〇%以
上は石油類に依存しておるのでありま
す。言いかえて申しますと、動力付漁
船の漁獲物であるのであります。今日
では石油類は漁業に不可欠の基礎資材
に相なつております。經費の内容を見
ますと、人件費の次に位するところの
大きな要素を持つております。大体私
どもの計算いたすところによりま
す、全經費の二五%ないし三〇%にな
つておるのであります。そうして二十
五年の總消費実績は約五十六萬トンで
あります。安定本部の計画になります
ところの二十六年の計画所要量は、約
九十萬トンといふことになつておりま
す。これは全産業に使ひますところの
量の大体二〇%ないし三〇%で、漁業
者はすこぶる大口の消費者であるわけ
であります。もし一政府の案のよう
な税がかけられますならば、漁業者の
負担の過重は約七億ないし八億になる
推定であります。これは現在の漁業家
にとりまして、容易ならぬ大きな問題
であるのであります。
第三点は、漁業經營の奥情を申しま
すと、終戦以來幾多の悪條件を克服し
まして今日に至りましたが、昨年の暮
れあたりから、綿糸とともに基礎資材
の価格が上昇して参つた。これをいか
に切り抜けるかにつきましてより／＼
相談いたしまして、この苦惱を脱しよ
うとしております折から、この關税の
問題が上りましたので、業者は非常な
心配をいたしております。御承知であ
ります。原料等にかかりました費用は、
その製品に転嫁する手だてがあるので
ありますけれども、漁業においては、
漁獲物価格は市場その他において配
業者の競買によつて決定されるもので
あります。生産費のいかんといふこと
とは少しもとんちやぐがないのであり
ます。しかも今日では、一時相当値上
りました魚価がむしろ低下の傾向に
あるのであります。かような苦況にあ
りますと、各種の漁業の平均をとつて
みますと、支出一〇〇に對しまして収
入九五以上にわたつておるところの漁
業は一つもありません。とうてい關税
による石油類の値上りといふことは、
いかなる方面から申しましても耐えら
れない現状であるのであります。

すでに本年あたりから会社の解散、個人の廃業というような現象がぼつ／＼現われておるのであります。

第三の点は、先ほど申しましたように、資材の値上りはただちに損失になつて参るのでありますが、現在の概算で、水産業の投資額は約一千億円と考えていいんじゃないかと思ひます。その従業員は大体三百万人と言われているのでありますが、その損失がどういふふうに割当てられることになるかと申しますと、漁業、ことに遠洋漁業におきましては、歩合制度といひまして、收支はすべて共同の経営の形になつておるのであります。でありますから、もし一割の損失が起りましたならば、経営者の方と、それから従業員の方とは、ある割合でこれがかつて来るのであります。従ひましてその影響は、生産者には経営の損失を与へ、従業員には報酬の減額が来るのであります。

第四の点は、以上のような状況にありますので、すでに戦前、昭和の初めにおきましては、魚類の国民食糧の上の重要性を考えられて、時の政府はすでに免税の措置をとつておつたのであります。その後形は補助の形にかわりましたけれども、戦前までずっと漁業経費の低廉の政策を続けられておつたのであります。ところが今日ではその当時と比較しますと、もつ／＼深刻切実な事情に相なつておるのであります。今日はすでに補助の政策がなくなつたのであります。補助金その他の措置でもつて生産を萎縮せしめないう政策が必要でなからうか、こうわれわれは考へておるときに、逆に経費の増強を来すような関税の実施は、私ど

もはどういたしまして承認できない事実であると思ひます。

第五に、間接のようでありますけれども、石油類の値上りによりまして、海陸の運賃が上つた場合にどうなるか。この場合にも、トラック、船積み、こゝろいう機関で魚類を生産地から消費地の方へ運搬しておりますところの生産者は、この面でもまたマイナスが来るのであります。私も輸入のものを仕上げるだけである、こゝろ考えられるようであります。決してそうじやありません。国産もろんな大いに私もは歓迎するのであります。何分その量におきまして、とうてい国産は輸入量におつつかぬのであります。私も輸入の輸入をふつ／＼とふやしてもらわなければ、現在必要量のわずか六〇％しか漁業の方にまわつていない実情であります。

この際貿易の收支について一言触れておきたいと思ひます。漁業の關係は、これは宿命でありますから、綿糸であれ石油であれ、遺憾ながら資材を輸入に仰がなければならぬような現状であります。しからば貿易面で常にマイナスになつておるかといふと、私も計算によりまして、業種によりましては非常な赤字になつております。水産全体を總括いたしますと、大体バランスがとれるのであります。この上石油を多く輸入いたしましたも、国内消費の余力をもつてこれを輸出いたしました、それをカバーするだけの実力を持つておりまして、すでに本年の実績はそれを示しておるのであります。この点私は漁業方面で收支のバランスが悪くなる懸念は、毛頭ないと思ひますのであります。

最後に他の關係に少し言及いたしまして、そうして漁業方面に悪影響を来さないことにつきまして、一言申し上げて終りたいと思ひます。重要産業の基礎資材である石油の値上りを来すような政策が、一体国民の常識からいつて受入れられるものであるか。今日これが問題になつておること自体に、私も非常に疑惑を持つものであります。もしこれが決行せられるならば、私はこれに見る暴挙ではなからうか、また重要産業に従事する者に対する私は残酷な処置であるように思ふのであります。関税賦課が実施せられますその理由をいたしまして、前の参考人の方からも大分触れておられましたが、どうもわれ／＼は多くの犠牲によつて、そうして一部の者を保護するやうな理由でありはしないか、こゝろいうやうな気がするのであります。これは経済方面からまた従業員の食糧方面から、この両点から考へて、そうして利害得失を考慮せられたものであるかどうか、私も非常に疑つております。その経済方面のことにつきましては、深く比較検討する資料を持つておりませんが、ごく見やすいことで、実はきよりの日本証券新聞を見ますと、水産の七社、これは代表的な大きな会社であるのであります。株価は必ずしも経営をそのまま比例的に表わしておるものではないでありますが、しかしこれは参考にはなると思ひます。一番多いのが四十七円、一番少いのが十二円、平均七社が二十六円八十銭、そうして問題になつておりますところの、いわゆる保護せられる側の帝國石油の株を見ますと五十三円、こゝろいうことになつております。これは一体何を物語つておるでありましようか。ただ私は一つの例にはなるのではなからうか、一つの事実にもなるのではなからうか、こゝろいうことでこれを引例いたしたのであります。もし国庫の収入という点でこれが実施せられますと、先ほどから申しますように、重要産業を萎縮せしめる結果となりまうから、これによる一体国庫の収入がどうなるか。私は非常な国庫収入減が来るのでなからうか。またもう一つの見方から申しますと、国民を榮養不良にしておいて、そうして片一方では医療厚生を経費をうんと増す。われ／＼はこれはい過程におきまして、こゝろいうまいところの経理の仕方は、他からこれに笑われるやうなことではなからうか。こゝろいうふうに存するのであります。また国際的な引と、あるいはゼスチュアに使うといふやうなことも、何か理由の一つであるかのごとく仄聞いたしますが、わが国の石油の需給状況をよくとも知つた人は、おそらくそれは何らの効果があるものではないであらう、こゝろ私は信ずるのであります。

以上を要しますに、私は漁業關係者といたしまして、また国民の一人といたしまして、もし将来その効率と価格につきまして、石油類と同じやうなものが出て来ますならば別であります。が、それまでは石油類の輸入といふものは絶対に免税を課すべきものでない、こゝろかく信じているものであります。どうか賢明なる諸公の公正な判断によりまして、この関税が実現しないやうに御配慮をお願いいたしまして、私の意見を閉じたいと思ひます。

○夏堀委員長 御質疑はありませんか。

○清水委員 先ほど来石油について、それ／＼の立場からお話を承りました。私も非常に利するところがあると思ひます。幸い今日おいでを願つた自動車協会の事務理事に、ひとつ私は特に御意見があつたら伺ひたいと思ひます。自動車の関税でございす。先ほど来石油に關しての御意見は承りましたが、日本での使用者の代表とも言ふべきあなたに、自動車の関税が七割から四割、三割に下つた。今後この関税が非常に大きな金額になるのじやないかといふことを思ひ、自動車の将来を御勘考されて、これに対する御意見がございましたらば、お聞かせをお願いいたしうるのであります。

○塚田参考人 お答え申し上げます。輸入関税の問題につきましては、現在国内の自動車は大半は国内の自動車を造つて間に合つております。従ひまして、現段階におきましては、巷間GHQの方から乗用車の払下げといふやうな問題が擡頭しておりますけれども、まだ關係当局の方から何分のお話も伺つておりません。しかし、ほのかに伺いますと、ある程度の輸入関税はかかるというやうな話を伺つてゐるのであります。他のトラック、小型乗用車、バスにつきましては代用車につきましては、さやうなことはないやうに聞いておりますので、関税の問題につきましては意見申し上げてお願ひいたしました次第であります。

○夏堀委員長 あとはありませんか。——以上をもちまして関税定率法

の一部を改正する法律案に対する参考
人の方々よりの御意見の拝聴を終りま
す。参考人の方々には御多忙中にもか
かわらず御出席くだされ、有益なる御
意見を開陳されまして心から感謝いた
します。

本日はこれをもつて散会いたしま
す。どうも御苦勞さまでした。

午後三時二十九分散会。

昭和二十六年三月二十日印刷

昭和二十六年三月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所